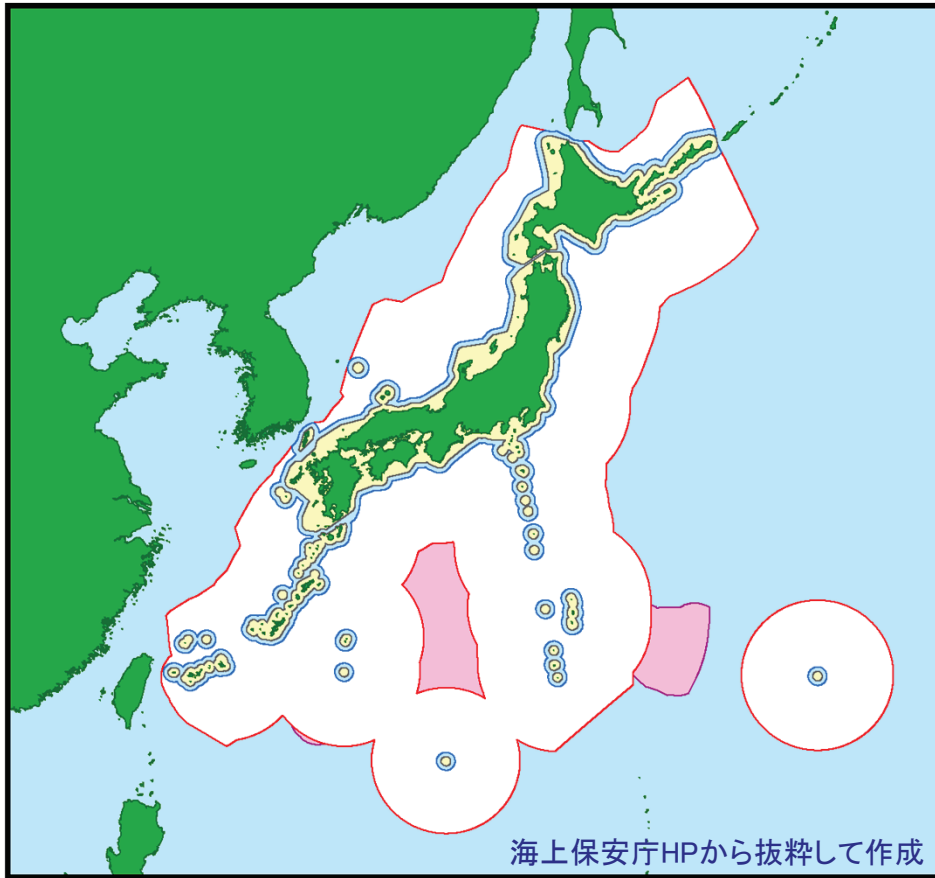


重要ミッション 「管轄海域の保全のための国境離島の状況把握」 取組状況

内閣府 総合海洋政策推進事務局

我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域)等について

■我が国周辺の海域(領海、排他的経済水域、大陸棚(延長))



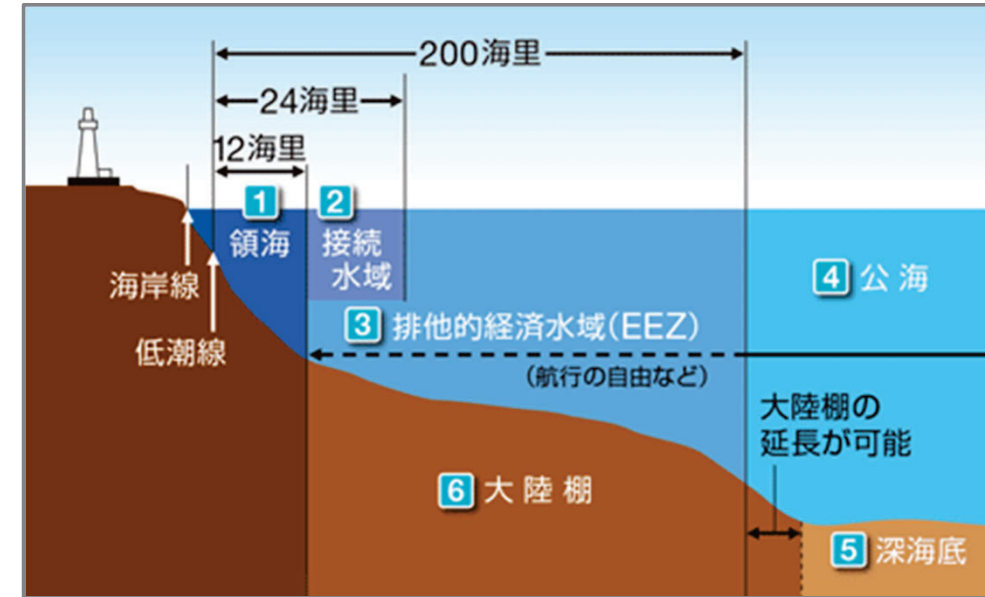
本概念図は、外国との境界が未画定の海域における地理的中間線を含め便宜上図示したものです。

国土面積	約38万km ²
領海(含:内水)	約43万km ²
接続水域	約32万km ²
排他的経済水域(含:接続水域)	約405万km ²
延長大陸棚※	約30万km ²
領海(含:内水) + 排他的経済水域(含:接続水域)	約447万km ²
領海(含:内水) + 排他的経済水域(含:接続水域) + 延長大陸棚※	約477万km ²

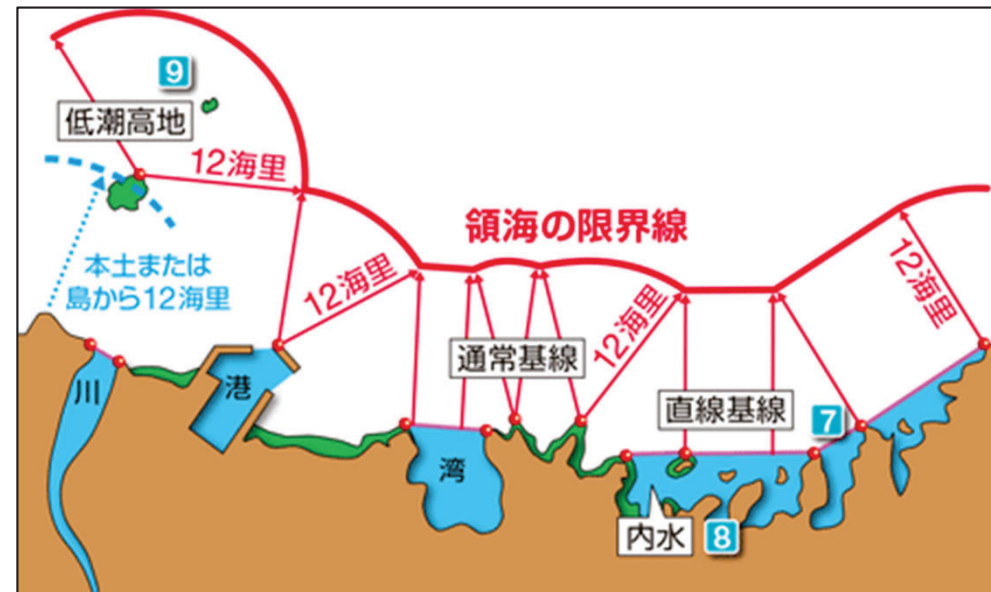
端数処理(四捨五入)の関係で、合計値は個々の値を足し合わせた値と一致しない場合があります。

※排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域

◆領海・排他的経済水域等模式図



◆領海と領海基線等の模式図



国境離島の保全に関するこれまでの取組

海洋管理のための国境離島の適切な保全及び管理を行うため、海洋基本計画、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（離島の基本方針）」等に基づき、関係省庁の緊密な連携の下、諸施策を展開。

- H22～ **「低潮線保全法」関連施策の推進（平成22年6月施行）** 【内閣府・国土交通省】
- 排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全が必要な海域について、低潮線保全区域として指定し、海底の掘削等の行為を規制するとともに、国交省が状況調査・巡視等を実施。
- ～H26 **名称がない国境離島の名称付与** 【内閣府・国土交通省】
- 名称のなかった国境離島207島に対し、名称を付与し、地図・海図に記載。我が国が現に保全・管理を行っている国境離島については名称がない国境離島を解消。
- ～H28 **持ち主のいない無人国境離島の国有財産化** 【内閣府・林野庁・国交省・環境省・財務省】
- 持ち主のいない無人国境離島を国有財産化。我が国が現に保全・管理を行っている国境離島については無主の国境離島を解消。
- H29～ **国境離島の状況把握** 【内閣府・関係省庁】
- 関係省庁と連携し、空中写真や衛星画像、巡視等を活用した国境離島の状況把握を推進。
 - 我が国が現に保全・管理を行っている国境離島の状況とりまとめ（令和5年2月）。
 - 重要土地等調査法に基づく、国境離島に係る区域指定（令和6年4月までにひととおり完了）。
- R6～ **国境離島の状況把握の強化《海洋開発等重点戦略》** 【内閣府・関係省庁】
- 関係省庁と連携し、「管轄海域の保全のための国境離島の状況把握」を実施中（令和6年4月）

名称がない国境離島への名称付与

- 国境離島の適切な保全・管理を行い、国民の理解の増進等に資することを目的として、地方自治体に確認したうえで、国境離島に名称を付与。
 - ✓ 排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島のうち、地図及び海図に記載する名称が定まっていなかったもの10島(平成23年5月)、39島(平成24年3月)に付与。
 - ✓ 領海の外縁のみを根拠付ける離島のうち、名称が定まっていなかった158島に付与(平成26年8月)。

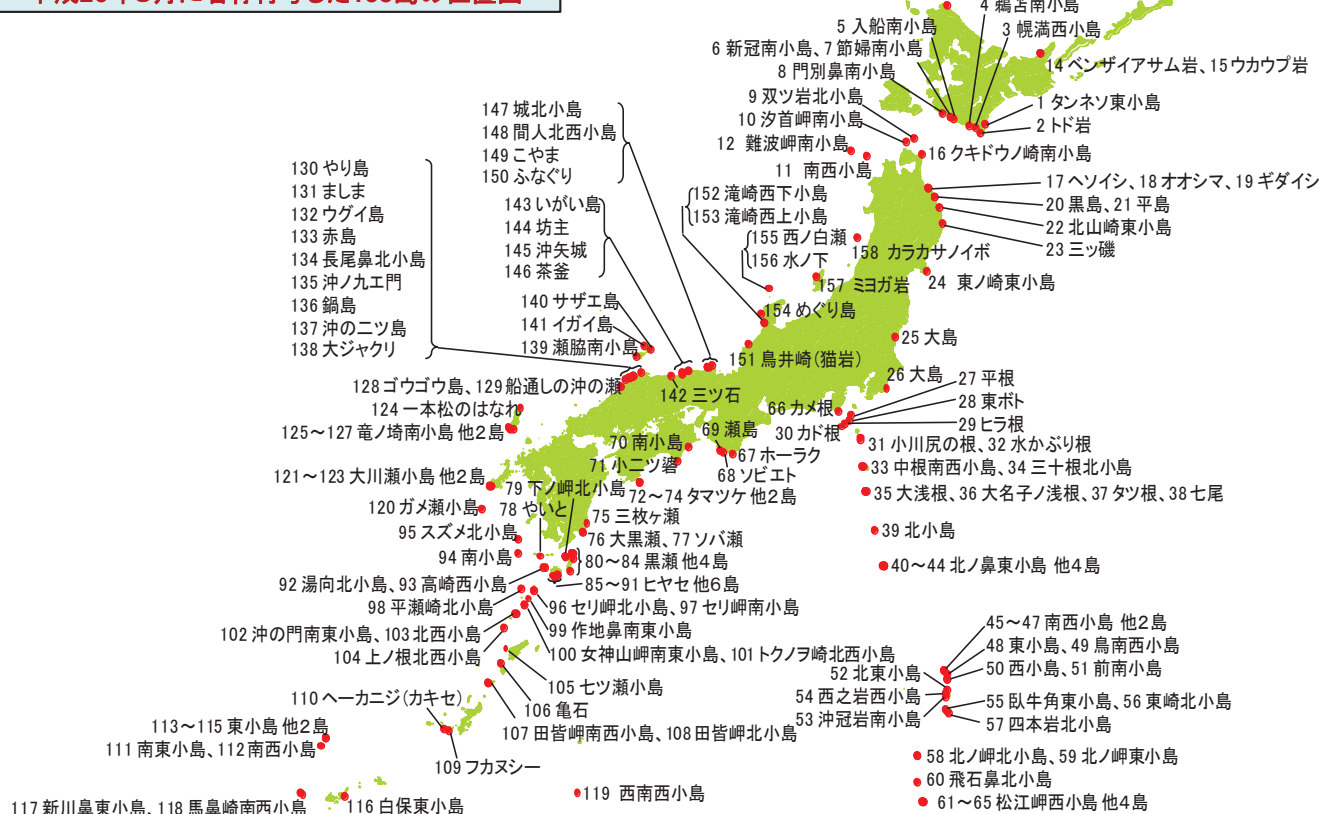
平成23年5月及び平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した、EEZ外縁を根拠付ける離島(49島)



※ 青字: 平成23年5月に地図・海図に記載する名称を決定した10島
黒字: 平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した39島

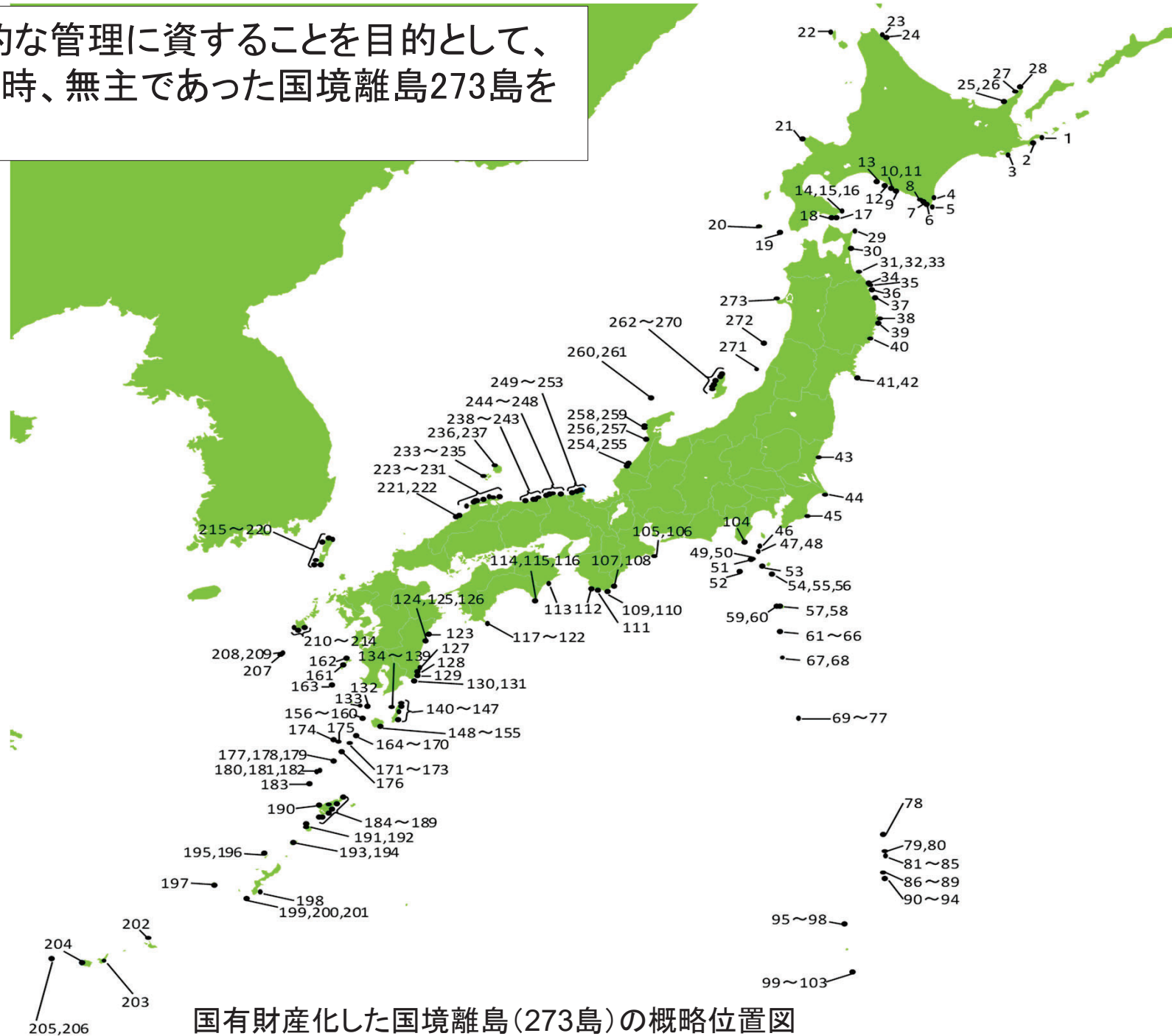
地図参照: CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>)

平成26年8月に名称付与した158島の位置図



持ち主のいない無人国境離島(273島)の国有財産化

国境離島の安定的な管理に資することを目的として、平成29年3月に当時、無主であった国境離島273島を国有財産化。



国有財産化した国境離島(273島)の概略位置図

国境離島の状況とりまとめ 令和5年2月公表

平成 29 年4月以降、関係府省庁が連携して、国境離島の状況把握を順次進め、管轄海域の状況に関する調査・確認の結果と、我が国が現に保全・管理を行っている国境離島の現況の取りまとめを令和5年2月に実施。

国境離島の増減

- 新たに国境離島と位置付けたもの(3島増)
- 島ではなかったもの(4島減)
- 島は存在するものの、新たな国境離島の位置付けや低潮高地の把握等により国境離島の位置付けではなくなったもの(10島減)

○詳細な調査に基づく海図の更新等の情報により、国境離島の数 は484島から473島(3島増、14島減)となる。

○我が国の管轄海域約447万km²に変更はなし。

※今後も国境離島の数 は変わり得る。

○我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島については、令和6年8月に一覧リストを内閣府HPから公開し、海洋状況表示システム「海しる」上での名称・位置等の表示を開始。



海洋開発等重点戦略工程表「管轄海域の保全のための国境離島の状況把握」について

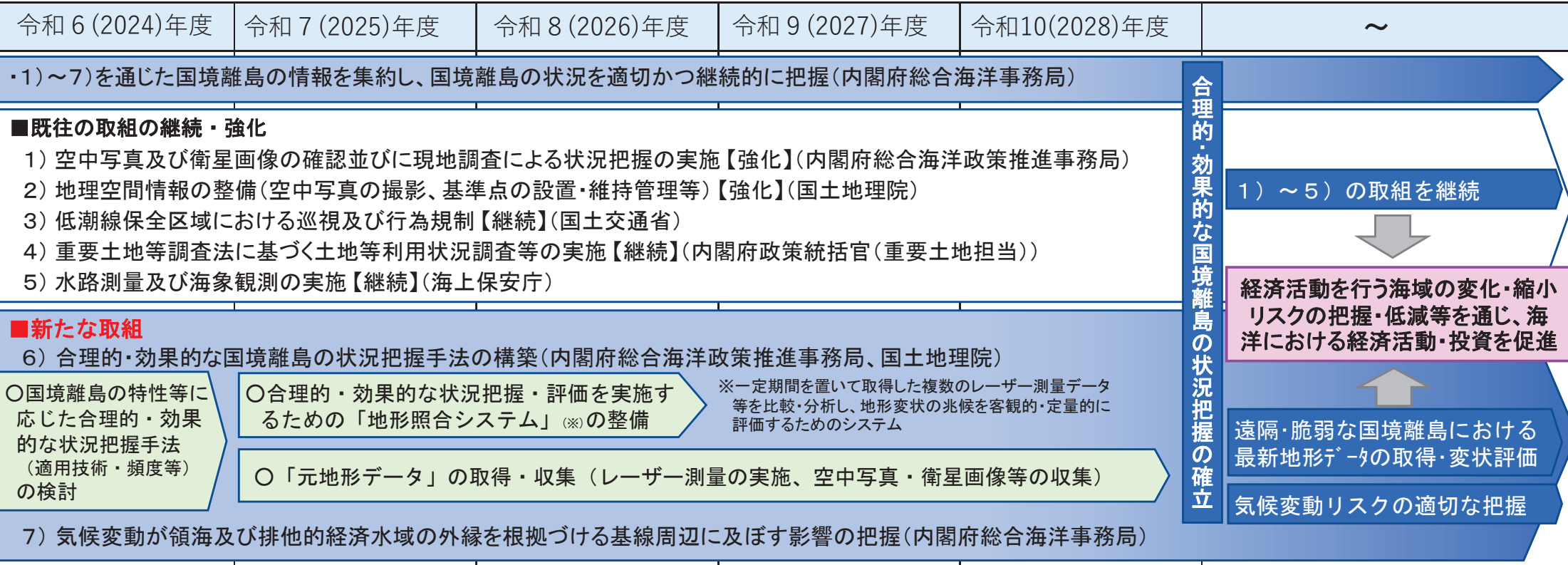
背景・現状及び施策の必要性

- 海洋開発・利用の推進に係る全ての取組の基盤として、国境離島の状況を適切かつ継続的に把握することが特に重要。
- 他方、国境離島に関する諸条件の厳しさゆえ、より合理的・効果的な手法・技術を導入するなどの環境整備が必要。

達成すべき目標

- 令和10(2028)年度までに、国境離島における地形変状の兆候を早期かつ継続的に把握できる環境・体制を整備。
- 経済活動を行う海域の変化・縮小リスクの低減等を通じて、海洋の持続可能な開発・利用に係る経済活動・投資を促進。

取組の方向性



【関係者の役割】 内閣府海洋事務局:1)、6)、7) 国土地理院:2)、6) 国土交通省:3) 内閣府重要土地担当:4) 海上保安庁:5)

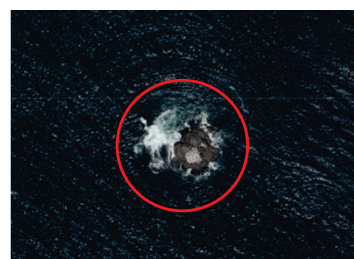
主な成果指標

- 令和10(2028)年度まで 特に遠隔・脆弱な国境離島とその周囲の現況地形データ(元地形データ)の取得 [0%→100%]
- 令和10(2028)年度まで 我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施(過去5年以内) [40%→100%]
- 令和10(2028)年度まで 合理的・効果的な国境離島の状況把握手法を確立

1) 空中写真及び衛星画像の確認並びに現地調査による状況把握

これまでは関係省庁が取得した空中写真、衛星画像等を用いて国境離島の状況把握を行っていたが、
今後は、加えて海洋事務局が能動的・計画的な取得・収集も行い、必要に応じて現地調査も行うことにより、
国境離島の状況把握の取組を強化する。

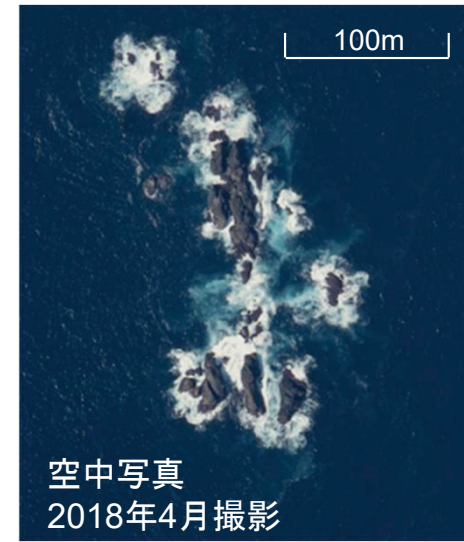
巡視、現地調査等による状況把握



低潮線保全区域の巡視や行政財産管理の一環として
関係省庁が実施する現地調査の結果を活用した状況把握

○空中写真や衛星画像だけでは状況把握が困難な小規模な国境離島については、従来、巡視・現地調査が行われていない島を中心に現地調査を実施。

空中写真、衛星画像を活用した状況把握



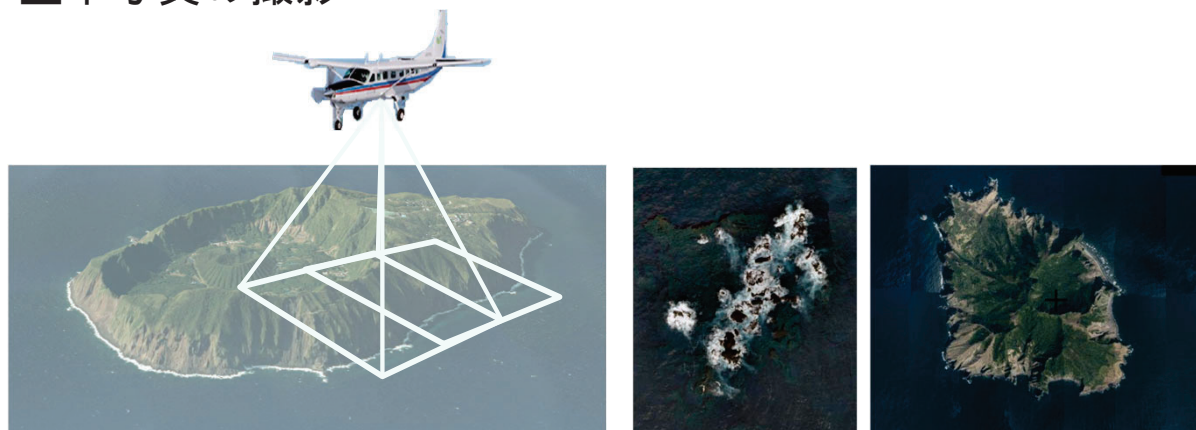
関係省庁が取得した空中写真、衛星画像等を用いて内閣府職員による目視判読により、状況把握

○海洋事務局が能動的・計画的に空中写真や衛星画像の取得・収集(5年以内の頻度)
○島の特性に応じた合理的・効果的な状況把握手法を確立し、状況把握の高度化を図る

2) 地理空間情報の整備(空中写真の撮影、基準点の設置・維持管理等)

- ・ 直近の空中写真の撮影から相当の年数が経過しているものが多いことを踏まえ、今後は、5年以下の周期で空中写真の撮影等を行う。
- ・ 空中写真撮影にも必要な国境離島の基準点の設置及び設置した基準点の維持管理(改測等)を行う。

空中写真の撮影



令和10年度までに473島の空中写真等の画像を取得

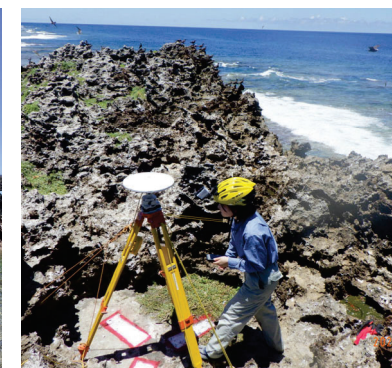
○地図作成等を目的とした空中写真撮影(約40%) **地理院**

国土地理院が地図作成や国土管理の観点から継続的に実施している離島の空中写真撮影の一環として実施

○状況把握を目的とした空中写真撮影等(約60%) **内閣府**

国境離島の状況把握を目的として空中写真等の画像を計画的に取得、うち85島について令和7年度予算を要求

基準点の設置・維持管理



3) 低潮線保全区域における巡視及び行為規制

低潮線保全法に基づき定められた低潮線保全区域における巡視及び行為規制を行い、必要に応じて国境離島に関する情報の共有を行う。

背景	目的
- 我が国は国土面積(約38万km²)の約11倍の世界有数の排他的経済水域等の面積(約465万km²)を設定。 - 排他的経済水域等には、コバルトリッチクラスト、レアメタル、メタンハイドレート、石油・天然ガス等の海底資源エネルギーが多数賦存。 - 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)の公布(平成22年6月)。 - 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定(平成22年7月)。	- 排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。 - 海洋開発と低潮線の保全とを両立することが重要。 ↓ - 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。



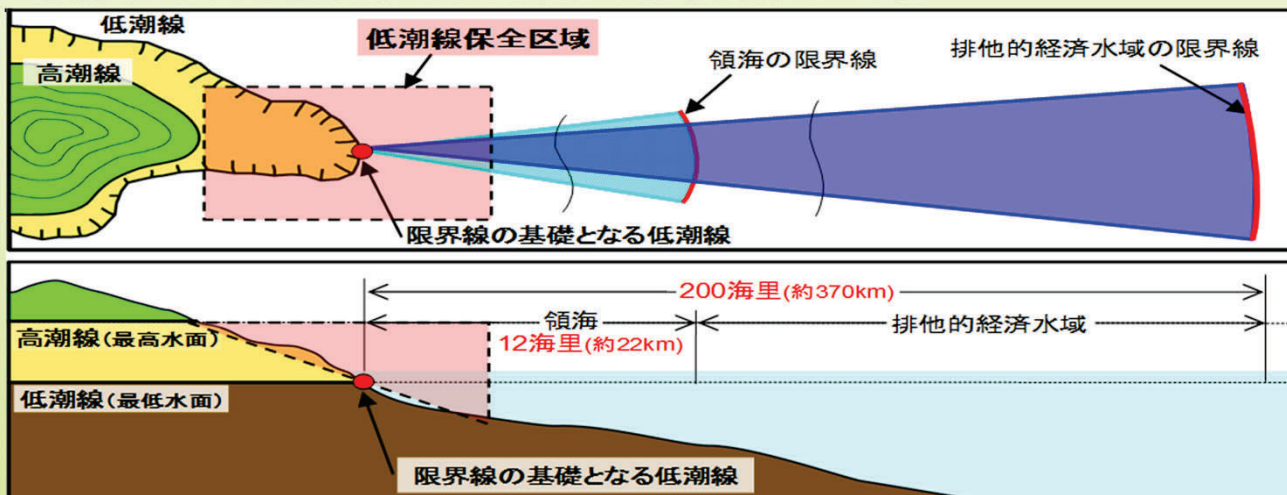
排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全

① 低潮線及びその周辺の状況の調査

衛星画像等を用い、低潮線保全区域内における人為的な損壊行為や自然侵食による地形変化の有無を調査・分析

② 低潮線及びその周辺の巡視

地方整備局等所属の防災ヘリコプターにより低潮線保全区域内における制限行為の有無や自然侵食による地形変化等を直接目視により巡視



① 状況の調査



② 巡視



4) 重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査等の実施

重要土地等調査法に基づき指定された注視区域及び特別注視区域において、同法に基づく土地等利用状況調査を行い機能阻害行為の防止を図るほか、必要に応じて国境離島に関する情報の共有を行う。

(概要) 重要土地等調査法 (制定、公布：2021年6月23日、全面施行：2022年9月20日)

背景

- ・ 国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐる、かねてから、安全保障上の懸念が指摘されてきた。
- ・ 諸外国でも、安全保障をめぐる国際情勢が厳しくなる中、土地等の利用・管理を強化する動きが活発化。
(例) 米国では、外国人等による米国企業や事業への投資管理を行うCFIUS（対米外国投資委員会）の機能が強化され、2020年2月から、不動産投資も審査の対象に。

【目的】重要施設及び国境離島等の機能（※）を阻害する土地等の利用の防止

※ 防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能や、領海等の海域の限界を画する基礎となる基線としての機能など

注視区域（583区域）

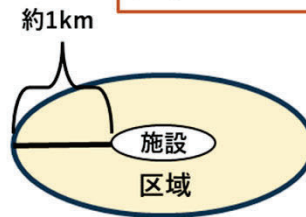
- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設※¹の周辺※²の区域について、告示で個別指定。

※¹ 生活関連施設：原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）から選定。

※² 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。

- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

区域のイメージ



特別注視区域（上記のうち、148区域）

重要施設、国境離島等のうち、機能が特に重要なもの又は阻害することが容易である等の要件のものであって、その機能の代替が困難であるものについて、告示で個別指定。

制度

調査



規制

- ・ 土地及び建物の所有者等について、公簿調査（不動産登記簿、住民基本台帳等を収集・整理）
- ・ 現地・現況調査
- ・ 土地及び建物の所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
- ・ 事前届出（特別注視区域において、200mを下回らない土地等の所有権移転等に際して義務付）
- ・ 調査結果を踏まえた勧告・命令（刑事罰あり）
- ・ 他法令に基づく措置（例：転用許可を受けていない違法な農地転用は、農地法に基づく措置）

※ 必要がある場合、国による土地等の買取りを実施

国境離島の区域指定

無人の国境離島：29島

（例：鳥島、聳島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島）

有人の国境離島：56島

（例：八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島）



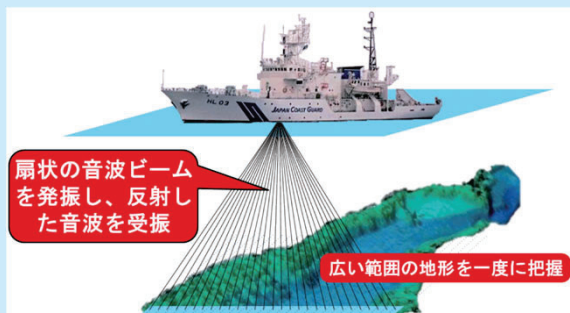
領海基線周辺概ね1kmの区域を指定
（無人島については島全域を指定）

5) 水路測量及び海象観測の実施

海図の更新等を目的とした水路測量及び海象観測を行い、必要に応じて国境離島に関する情報の共有を行う

水路測量

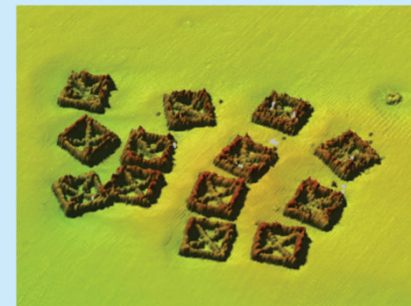
測量船等により海底地形等の海域の調査を実施。主に「マルチビーム音響測深機」により、高密度の水深データを効率よく集め、海底地形を立体的に把握する。



マルチビーム音響測深



測量船(搭載艇)の調査の様子



マルチビーム音響測深の記録(漁礁)

海象観測

得られた水深データを補正するための潮汐観測や、AOV(自律型海洋観測装置)による海象観測を実施。



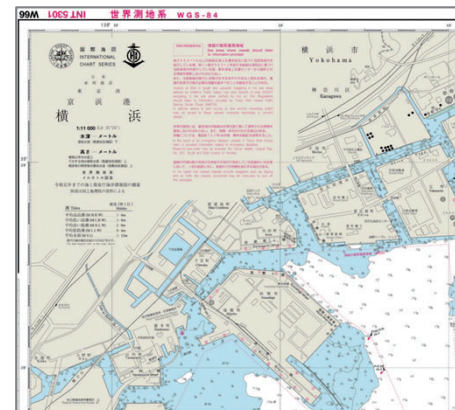
潮汐観測の様子



AOV(自律型海洋観測装置)

海図の更新

水路測量や海象観測によって得られた情報をもとに海図の更新等を行う。



6) 合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の構築

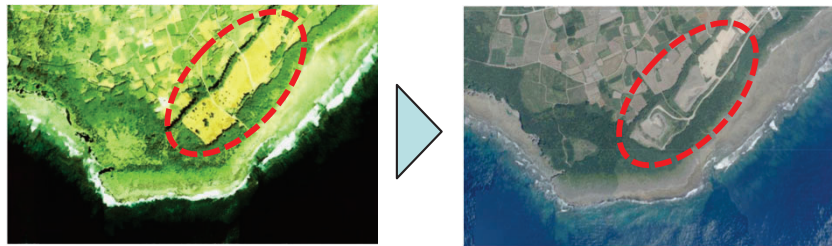
○ 合理的・効果的な状況把握手法の検討

遠隔地に散在する国境離島の自然現象や人為的な行為による変状の兆候を早期に把握するための合理的・効果的な状況把握手法を構築する。

国境離島の特性等に応じた把握手法の検討

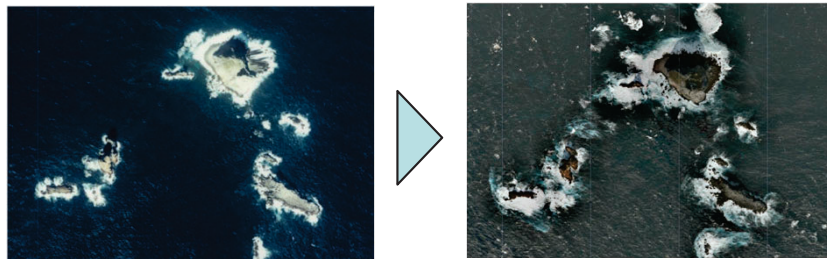
国境離島の特性等に応じた把握手法（適用技術・把握頻度等）の検討。

領海基線周辺の地形改変等の把握



例：大規模な国境離島

海岸浸食等による消失の兆候を把握



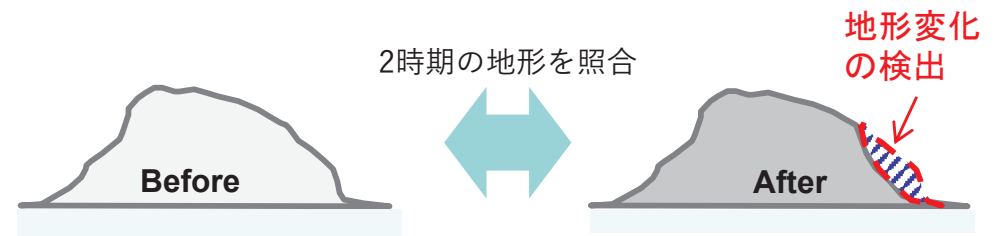
例：小規模な岩塊で構成される国境離島

合理的・効果的な評価手法の検討

画像や地形の変化を分析することにより、定量的に変状を把握する手法の検討。

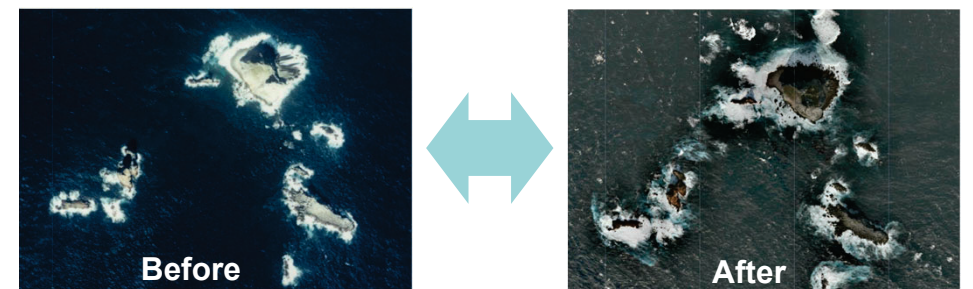
地形変化（高さの変化）の把握による評価

2時期の地形データを比較することにより、海岸線付近の地形の変化や土地利用の変化等を定量的に把握、評価



空中写真・衛星画像等の画像分析による評価

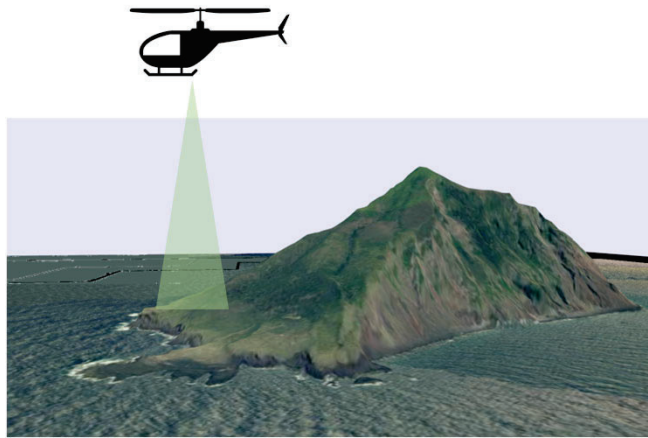
2時期の画像データを比較することにより、海岸線地形の変化や土地利用の変化等を把握、評価



6) 合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の構築

○合理的・効果的な状況把握手法の検討：元地形データの取得・収集 ～航空レーザ測量～

- ・ 本土・近隣離島から遠方に位置し、管轄海域の保全の観点から特に重要、かつ小規模で脆弱な国境離島26島を特に注視すべき国境離島として位置づけ。
- ・ これらの国境離島について、航空レーザ測量により島の詳細な地形を取得する。

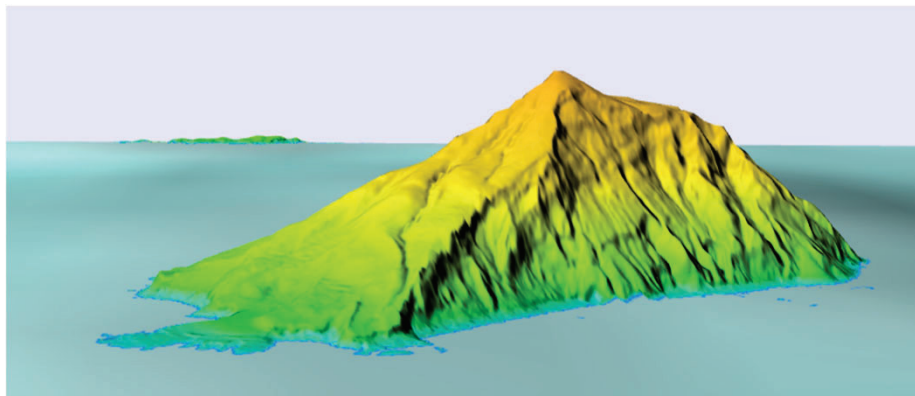


航空レーザ測量のイメージ

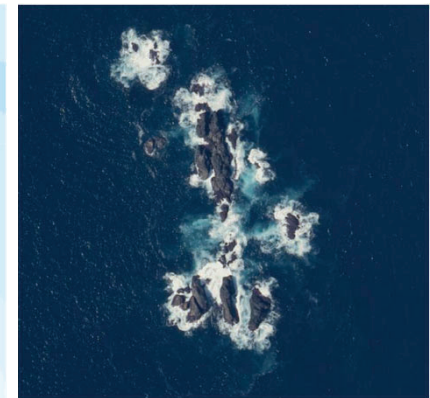
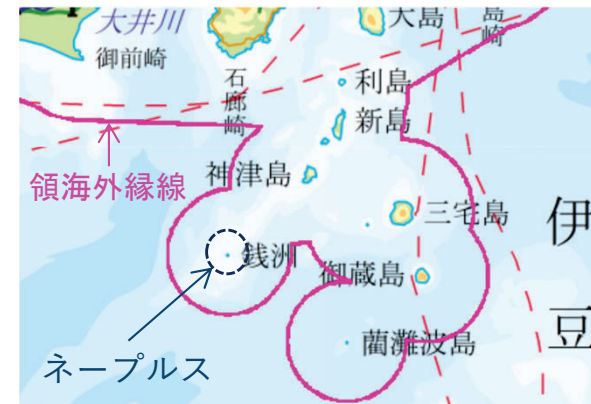
航空レーザ測量を使用することで、3次元点群を整備、島の詳細な地形を把握することが可能



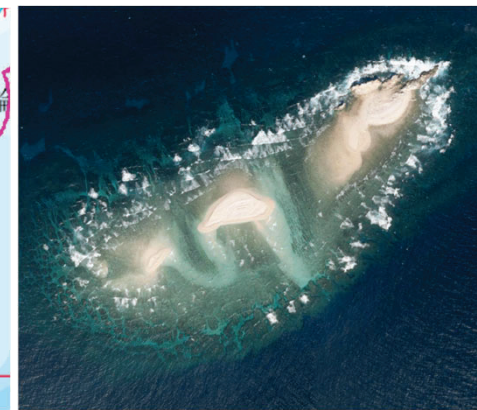
地形変化を定量的に把握することで国境離島の変状の兆候を早期に把握



航空レーザ測量の成果(イメージ)



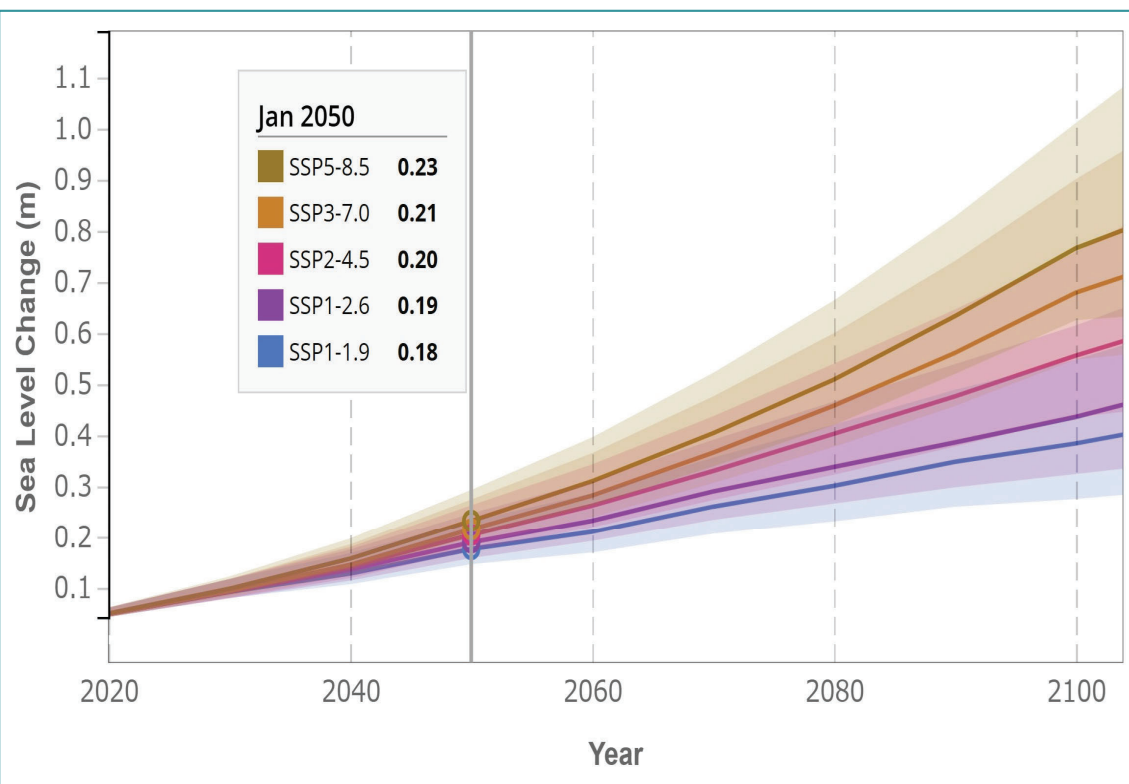
本土・主要な離島から遠方にある重要な国境離島の例
ネープルス(東京都神津島村)



サンゴ礁上に存在する脆弱な国境離島の例
鳥島(沖縄県久米島町)

7) 気候変動が 領海・排他的経済水域の外縁を根拠づける基線周辺に及ぼす影響の把握

- 気候変動が海域に及ぼす影響の将来予測にかかる情報を収集する
- 気候変動が基線周辺に及ぼす影響を把握するため、島の特性を踏まえて、注視する国境離島を選定し、1)～6)の取組から得られた情報と合せて、必要な情報を取得し、影響把握にかかる検討を進める



- 上図は、5つの気候変動シナリオに対応する総海面変化の予測値。
- Sea Level Change は、1995～2014年の基準値と比較したもの。
- 2020年の Sea Level Change は、各シナリオとも 0.05m。
- 実線は 50 パーセント値。網掛けの範囲は 17 ～ 83 パーセントの範囲。

• https://sealevel.nasa.gov/ipcc-ar6-sea-level-projection-tool?type=global&data_layer=warming より転載

- 予測値の詳細については、IPCC 第6次評価報告書 第一作業部会報告書の第9章、the Framework for Assessment of Changes To Sea-level (FACTS) model の解説書 及び 予測に用いられたバージョンのデータセットを参照。

- 岩塊により形成されている島、砂礫の堆積により形成されている島、サンゴ礫の堆積により形成されている島など、島の特性に応じて注視する国境離島を選定
- 注視する島の情報取得にあたり、6)で取得する、航空レーザ測量による最新の地形データも活用

